## 議員提出第2号議案

大阪府議会会議規則一部改正の件

上記の議案を別紙のとおり大阪府議会会議規則第13条の規定により 提出します。

令和2年12月4日

大阪府議会議長 土 井 達 也 様

提出者

大阪府議会議員 森 和 臣 杉 本 太 平 肥 後 洋一朗

賛 成 者

大阪府議会議員 中川 太 角谷 庄一 誠 之 おきた 浩 崎 大 河 樹 西林 克 敏 松浪 武久 典 みよし 中谷 恭 かおる うらべ 走 馬 西川訓史 中村広美 藤村昌隆

# 議員提出第2号議案

大阪府議会会議規則一部改正の件

大阪府議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

### 大阪府議会規則第 号

大阪府議会会議規則の一部を改正する規則

正する。大阪府議会会議規則(平成三年大阪府議会規則第一号)の一部を次のように改

すように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示

#### 

#### (継案の提出)

議長に提出しなければならない。については所定の賛成者とともに記名して、名し、法第百十二条第二項の規定によるものは、その案をそなえ、理由を付け、これに記第十三条、議員が議案を提出しようとするとき

20 (器)

### (修正の動議)

長に提出しなければならない。 ては二人以上の賛成者とともに<u>記名</u>して、議所定の発議者が<u>記名</u>し、その他のものについ第百十五条の三の規定によるものについては第十六条 修正の動議は、その案をそなえ、法

### (懲罰動議の提出)

ならない。の発議者が<u>記名</u>して、議長に提出しなければ第百十三条 懲罰の動議は、文書をもって所定

72 (と)

#### (騰粲の提出)

ければならない。の賛成者とともに<u>重署</u>して、議長に提出しなの賛成者とともに<u>連署</u>して、議長に提出しな二条第二項の規定によるものについては所定は、その案をそなえ、理由を付け、法第百十第十三条、議員が議案を提出しようとするとき

23 (器)

#### (修正の動議)

長に提出しなければならない。 ては二人以上の賛成者とともに<u>運署</u>して、議所定の発議者が<u>運署</u>し、その他のものについ第百十五条の三の規定によるものについては第十六条 修正の勛議は、その案をそなえ、法

### (懲罰動議の提出)

ならない。 の発議者が<u>運</u>署して、議長に提出しなければ第百十三条 懲罰の動議は、文書をもって所定

23 (器)

### 宝 宝

この規則は、公布の日から施行する。

## 提案理由

議会におけるはんこレスの取組みとして、議案及び動議の提出時の連署を記名へ変更するため、所要の改正を行うものである。